

「瀬戸内海国立公園指定90周年」ロゴマーク使用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、令和6年3月16日に瀬戸内海国立公園が指定90周年を迎えるにあたり、県が実施する瀬戸内海国立公園指定90周年記念事業のPR等に資する取組みを行う団体・事業者等が、「瀬戸内海国立公園指定90周年」ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」）を使用する際に、遵守すべき事項を定めるものとする。

(デザイン)

第2条 前条のロゴマークのデザインは、別図のとおりとする。

(使用制限)

第3条 次の各号に掲げる内容に該当する場合は、ロゴマークを使用することができないものとする。

- (1) 法令や公序良俗に反するものに使用すること。
- (2) 政治、宗教等の活動に使用すること。
- (3) 県のイメージや品位をおとしめるおそれのあること等に使用すること。
- (4) ロゴマークを用いて知的財産に関する権利を取得すること。
- (5) 瀬戸内海国立公園の趣旨に明らかに反するような方法で使用すること。

(使用方法)

第4条 別記様式「使用規約同意書」を県に提出することにより、ロゴマークを使用することができるものとする。提出内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告すること。なお、使用にあたり、ロゴマークのフォントや文字位置、色、縦横比率等の変更は行わないこと。

(使用料)

第5条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用者の責任)

第6条 使用者がロゴマークの使用により県に損害を与えた場合、県は、その賠償を請求することができる。

- 2 ロゴマークの使用に起因する事故、苦情又は第三者との紛争が生じた場合、使用者は、その旨を速やかに県に報告するとともに、自己の責任と負担において対応するものとし、県は、損害賠償、損失補填その他法律上の一切の責任を負わない。
- 3 使用者は、他人にロゴマークの使用権を再許諾または譲渡等をしてはならない。

(苦情の処理)

第7条 使用者は、ロゴマークの使用に際し、苦情があった場合には、責任を持ってその処理に当たらなければならない。

(報告)

第8条 県は、使用者に対して、必要に応じて使用状況等の報告を求めることができる。

(使用の禁止)

第9条 使用者が第3条に定める使用制限に反する使用を行った場合、その他ロゴマークを使用することが適当でないと県が認めた場合、県は、当該使用者に対し、ロゴマーク使用の禁止を命じることができる。

2 使用者は、前項の命令を受けたときは、ロゴマークの使用を速やかに止めなければならない。

(その他)

第10条 ロゴマークに関する著作権は県に属し、その運用に関する事務は、政策部政策課において行う。

附則

この要領は、令和6年1月15日から施行する。

別図
「瀬戸内海国立公園指定90周年」ロゴマーク

カラー



モノクロ



※反転時

